

佐賀県PTA表彰規程

【 表彰の目的 】

第1条 本規程はPTAの振興発展に貢献しその功績顕著なるもの、および児童生徒の福祉増進のために尽粋して篤行あつく、他の模範とするものを表彰し、もって佐賀県教育の向上と文化の振興発展に寄与するを目的とする。

【 被表彰者 】

第2条 被表彰者は、個人または団体とする。

【 表彰の範囲 】

- 第3条
- (1) PTAの使命遂行に尽くし、教育の発展に貢献し、その功績顕著なるもの
 - (2) 児童生徒の福祉増進のために尽粋して篤行あつく、他の模範とするに足るもの
 - (3) その他表彰に値すると認める業績または行為のあったもの

【 表彰の方法 】

第4条 表彰は表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。
但し、記念品の贈与、またはその他特別の待遇をすることができる。

【 表彰の時期 】

第5条 表彰は年次総会並びに研究大会において行う。
但し、事情によって臨時に行うことができる。

【 表彰の手続き 】

第6条 表彰の手続きは、各市郡の連合会より本会に内申書を提出し、その内申書に基き選考委員会において選考の上決定する。
内申書の様式は、別に定める。

【 内申書の提出期日 】

第7条 毎年次総会並びに研究大会の相当期日前とする。
但し、第5条第2項の場合はこの限りではない。

【 選考委員会 】

第8条 選考委員会は理事会をもってあてる。

【 付 記 】

第9条 本規程は昭和50年8月11日より実施する。